

## 令和5年度採用試験問題

### 【民法】

以下の〔事実関係〕を前提に、〔問1〕及び〔問2〕に答えなさい。

#### 〔事実関係 I〕

- ① Xは、飲食店に経営の診断や助言を行うコンサルタントである。
- ② Xは、令和5年7月1日、カフェを営むYとの間で、メニュー開発や店舗運営等に関する助言を主な業務として、コンサルティング契約を締結した。契約期間は同日から3年間とし、Xの報酬は月額10万円で、毎月その翌月末日までに支払うこととした。

なお、契約期間の途中での契約解消については合意がなかった。

- ③ Xの助言が功を奏し、Yのカフェは人気店となった。しかし、Yは次第にXの助言を軽視し、報酬の支払を滞るようになった。
- ④ Yは、令和7年6月分の支払を最後に、それ以降の報酬を支払わなくなった。その後も、Xは、Yを説得しつつ、適切な助言を続けていたが、Yは、令和8年3月1日にXとの契約を解消する旨の通知を送付し、同日Xに到達した。

#### 〔問1〕

Yが主張する契約の解消は認められるか。また、Xは、Yに対し、どのような請求を行うことが考えられるか。それぞれ検討しなさい。

[事実関係Ⅱ] (事実関係Ⅰの続き)

- ⑤ Xは、Yと連絡が取れなくなったため、自己の金銭債権を行使する前提でYの財産を調査したところ、次のような事実が判明した。
- ・ Yは、令和7年6月1日、Z社に対し、令和9年5月31日を返済期日として、300万円を貸し付けていた。
  - ・ Z社は、Yと以前から取引のある厨房機器の販売業者である。
  - ・ Yには、Z社への貸金債権以外にめぼしい財産がない。
- ⑥ そこで、Xは、令和9年7月1日、Z社に対し、Yからの借入れについて問い合わせたところ、次のような事実が判明した。
- ・ Z社は、令和4年4月7日に、Yに対し、厨房機器を代金500万円で販売し、同月8日に引き渡した。代金の支払期日は、同月15日と定められていた。
  - ・ 厨房機器の引渡し以降、YとZ社との間で、催告等を含め、代金債権に関するやりとりはなく、Yからの支払も一切なかった。
  - ・ Z社は、令和9年6月25日に、厨房機器の代金債権の存在を思い出し、Yに対する300万円の借金と相殺しようと考えている。
- ⑦ Xは、Z社のYに対する代金債権が既に時効にかかっているのではないかと考えている。

[問2]

Xは、令和9年7月1日現在において、Yに対する金銭債権の回収を図るため、Z社に対し、どのような請求・主張を行うことが考えられるか。事実⑦記載のXの見立てを踏まえながら、Z社からの反論も想定しつつ、Xの請求が認められるか否かを検討しなさい。